

奈良県告示第二十六号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和五年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
宇陀市大宇陀迫間 六三一―二	宇陀市大宇陀迫間六三 ―二	奈良県立大宇陀高 等学校教育友会	令和五年三月三 十一日